第4章　歴史的風致の維持および向上に必要な事項

１．文化財の保存又は活用に関する事項

古墳や社寺、建造物、祭りなど、東御市には原始・古代から近・現代にかけての様々な歴史的資源が存在し、現在、市内には、国指定４件、県指定 10 件、市指定 69 件の合計 83 件の文化財があり、そのうち重点区域内には、海野宿、白鳥神社社叢、白鳥神社本殿、新海神社本殿の４件がある。

これらの文化財を後世に伝えていくためには、文化財単体としてではなく、周辺環境なども含めた一体的な関連性の中で保存管理を図っていく必要がある。

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の方針及び具体的な計画

市全体において、国指定等文化財である「成立石器時代住居跡（史跡）」や「春原家住宅（重要文化財）」「児玉家住宅（国登録文化財）」については、保存管理計画を策定し、その適切な保存・管理に努めてきた。

県・市指定文化財については、長野県文化財保護条例及び東御市文化財保護条例に基づき引き続きその適切な保存・管理を進めていく。そのうち、「中曽根親王塚古墳」については、市教育委員会により古墳周辺の詳細な調査を行っていく。また重点区域周辺の歴史資源に関する情報発信にも取り組み、「足穂神社」を始め、案内板等の設置を検討していく。

未指定文化財については、調査を継続的に実施し、その現状や価値を適切に判断しながら、一定の基準を満たすものについては、新たに文化財指定を行うこととする。

一方、重点区域においては、その中核をなす海野宿伝統的建造物群保存地区について、平成 16 年告示（当初は昭和 61 年告示）の保存計画に基づき整備を進めていく。

また、平成 21 年度・22 年度に、西海野地区の建造物を対象に、伝統的建造物群保存地区への追加指定を見据えた調査を行っており、一定の価値が認められるものについて、文化財への指定や歴史的風致形成建造物への指定による支援等を行い、保護を図っていく。

なお、指定・未指定に関わらず、伝統行事や祭礼行事については、次の世代へと引き継いでいくことが重要である。しかし、重点区域における「白鳥神社例祭」や「灯籠回し」に見られるように、担い手の高齢化や後継者不足など、活動を取り巻く環境が変化してきている。そのため、伝統行事や祭礼行事を調査し、その内容の記録保存に取り組むとともに、行事を支えている活動団体等に対する支援体制の充実に努めていく。

（２）文化財の修理（整備を含む）の現状と今後の方針及び具体的な計画

文化財の修理等について、国・県指定文化財の修理の際には、国・県の指導及び専門員等の指導助言を得て行っている。特に、重点区域においては「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された海野宿があり、保存地区の状況の把握に努めるとともに、現状変更の必要が生じたときには、保存計画に定める方針・基準に従い、東御市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴き、国宝・重要文化財等保存整備費補助事業を活用し実施していく。また、必要に応じて文化庁及び長野県教育委員会の指導、助言を受ける。

市指定文化財の場合は、必要に応じて学識経験者や専門員等に指導助言を仰いでいる。

また、歴史的建造物の復元・修理を行うにあたっては、建造物の規模や構造形式等について、文献等の史料などから、十分な根拠に基づいた復元・修理に努めている。

重点区域においては、海野宿内のまちなみの保全に取り組み、伝統的建造物を対象とした修理事業に継続して取り組む。その際、伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問を行うほか、必要がある場合には有識者等を含む委員会を別に設置し、その指導を受ける。

現状変更の場合は、文化財の区分に応じ、文化財保護法や関係条例の規定を遵守し、また、必要に応じて文化庁、長野県、東御市文化財保護審議会、学識経験者等に指導・助言を仰ぎながら、適切に文化財の保存・管理を実施する。

＜重点区域において取り組む事業＞

●伝統的建造物小規模修理事業　（毎年度　継続事業）

●海野宿伝統的建造物修理事業　（毎年度　継続事業）

（３）文化財の保存・活用を行うための施設の現状と今後の方針及び具体的な計画

市内における文化財の保存・活用を行うための施設として、海野宿歴史民俗資料館、玩具展示館、東御市和記念館、東御市北御牧郷土資料館、東御市田中資料館、力士雷電の生家が設置されており、訪れた観光客が地域の歴史文化に触れ合う機会が提供されている。今後は、これらの資料館の相互の連携を図り、展示内容の質を高めていくことを検討する。

また、歴史的価値のある建物を含め、市全体で空き家が増加しつつある中で、今後は市が借り手と貸し手との間に入ることで、空き家の減少に努めていく。

その中で、重点区域内においては、平成 22 年度に策定した東御市重要文化財建造物等公開活用事業基本構想において、海野宿内の既存建物を海野宿の中核となる歴史的建造物として整備改修し、広く公開活用するとともに、ゆったりと長い時間滞在することで、伝統的建造物の理解と文化振興を図り、併せて地域活性化と観光振興に寄与するために、宿泊機能等を兼ね備えた施設整備を図る。

なお、案内・説明版の設置については、市内の各指定文化財付近に設置されているものの、市内の歴史についての情報発信としては不十分である。そのため、今後は、歴史資源による回遊性の向上に向けて、未指定の文化資源を含め、色調やデザインの統一を図った案内・説明板を継続的に設置していく。

特に重点区域においては、市の中心的な観光拠点である海野宿のさらなる活性化に向けて、重点区域内を回遊するコースを設定するとともに、地域で活動をしている「海野宿保存会」や「海野氏研究会」の団体と連携して歴史や文化を紹介する説明板を設置し、地域資源の情報を来訪者に発信することに努める。

併せて、より多くの人々が海野宿に訪れることができるよう、新たな駐車場を含むアクセス環境の整備を進めていく。

＜重点区域において取り組む事業＞

●重要文化財建造物等公開活用事業　（平成 23 年度～平成 25 年度）

●空き家情報登録制度（空き家バンク）　（平成 23 年度～）

●海野宿看板整備事業　（平成 24 年度）

●海野宿駐車場整備事業　（平成 25 年度～平成 26 年度）

●田中 30 号線整備事業　（平成 25 年度～平成 26 年度）

（４）文化財の周辺環境の保全の現状と今後の方針及び具体的な計画

東御市では、都市計画法及び市の独自条例による規制・制度、補助金などを通じて、良好な景観形成に向けた誘導に努めてきており、平成 16 年には屋外広告物条例を施行し、景観を阻害するような広告物の撤去、修正を指導しながら、地域の景観の保全を図っている。

重点区域においては、「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された海野宿において、「伝統的景観区域」と「歴史的風致区域」を設定し、現状変更に対する規制などの措置を定めるとともに、「歴史かおるまち海野宿景観形成住民協定」により、地域全体で歴史的なまちなみの保全に取り組んでいる。

今後は、街路灯や舗装のデザインの調和等、良好な景観形成に向けた取り組みを進めていくとともに、住民との協働によるまちなみ及び周辺環境の保全に向けて、海野宿南側に広がる農地の維持向上を図るための活動に対する支援を行う。また、訪れる人が安心して歩き回ることのできる環境整備に向けて、歩道整備やバイパス整備に取り組む。

＜重点区域において取り組む事業＞

- ●西海野街路灯整備事業　（平成 23 年度～平成 24 年度）
- ●田中西海野線舗装整備事業　（平成 25 年度）
- ●農地・水保全管理支払交付金事業　（平成 20 年度～平成 24 年度）
- ●海野バイパス新設事業　（平成 22 年度～平成 26 年度）
- ●西海野歩道整備事業　（平成 22 年度～平成 24 年度）

（５）文化財の防災の現状と今後の方針及び具体的な計画

文化財は、被災によりその価値を大きく損ねてしまうため、文化財の所有者や管理者は、常に高い防災意識を持って文化財の保存管理に努めていく必要がある。

東御市では平成１７年度に東御市地域防災計画を策定し、貴重な国民的財産として、正しく次世代へ継承していくため、文化財の保護に関する業務を行っている。

火災などの人災については、火災報知器の設置を進めていくとともに、消火器具を可能な限り設置するよう指導・検討する。また、地震などの天災に対しては、建造物の耐震診断の実施を推進するなどの対策を講じる。その他、盗難、き損等についても、地域住民との協働によるパトロール等を通じて未然に被害を防ぐように努める。

重点区域においては、海野宿において、毎年９月１日の防災の日に合わせて、所有者、管理者、東御消防署、市教育委員会が連携し、災害時の連絡体制の確認、避難訓練、消火訓練の講習等を実施している。それ以外の文化財については、毎年１月 26 日の文化財防災デーに合わせて、地区ごとに防災訓練を実施しており、防災への意識高揚を図っている。

今後は、耐震措置や防火設備の設置を推進するとともに、特に重点区域においては、歴史的建造物が多く存在する海野宿を中心に、集中豪雨等による浸水被害が頻発しているため、重点区域内の排水機能の向上に取り組む。

＜重点区域において取り組む事業＞

- ●海野宿西側排水路整備事業　（平成 22 年度～平成 24 年度）
- ●西海野北側排水路整備事業　（平成 22 年度～平成 24 年度）

（６）文化財の保存および活用の普及・啓発の現状と今後の方針及び具体的な計画

文化財の保存・活用に取り組む上では、所有者や管理者だけでなく、広く市民の方々に関心を持ってもらうことが重要である。東御市では、東御市及び東御市観光協会のホームページや市報を通じて、文化財や行事に関する情報発信を行っている。その他、コミュニティＦＭ局など、民間による文化財等の情報発信も行われている。

併せて、地域住民やまちづくり団体等との協働による学習機会の設置にも取り組む。歴史的風致として設定している祢津地域においては、地域の祭礼行事等の無形文化財について、小中学校の児童・生徒が積極的に参加している状況を踏まえ、今後も伝統的な行事の維持に向けた支援を行っていく。

重点区域においては、海野宿資料館において毎年先進地視察を開催し、地域住民が文化財保護活動に参加する機会を提供している。また、平成 23 年 11 月には、重点区域である海野地域に加え、歴史的風致として設定している祢津地域の、それぞれの歴史・文化に関する講演会を開催し、多くの来場者を集めた。

今後も、定期的に学習機会等の設置に取り組むとともに、海野宿及びその周辺環境の歴史・文化を地域住民や来訪者がより深く理解できるよう、案内パンフレットを制作する。

＜重点区域において取り組む事業＞

●パンフレット制作事業　（平成 26 年度）

（７）埋蔵文化財の取り扱いの現状と今後の方針及び具体的な計画

東御市には縄文時代を中心とした集落跡、古墳など、周知の埋蔵文化財包蔵地が 370 箇所確認されており、うち重点区域内には２箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

埋蔵文化財については、保存を前提とした対応に努め、開発等が行われる場合は、事前に文化財保護法に基づく申請を受け、県及び開発者と協議を行い、埋蔵文化財への影響を極力回避する。

それでも文化財への影響を免れない場合は、発掘調査を実施し、記録保存を図るなど適切に対応していく。

その他、近世以降の遺跡を構成する出土品についても、その物理的性格等に応じ、適切な保管・管理に取り組んでいく。

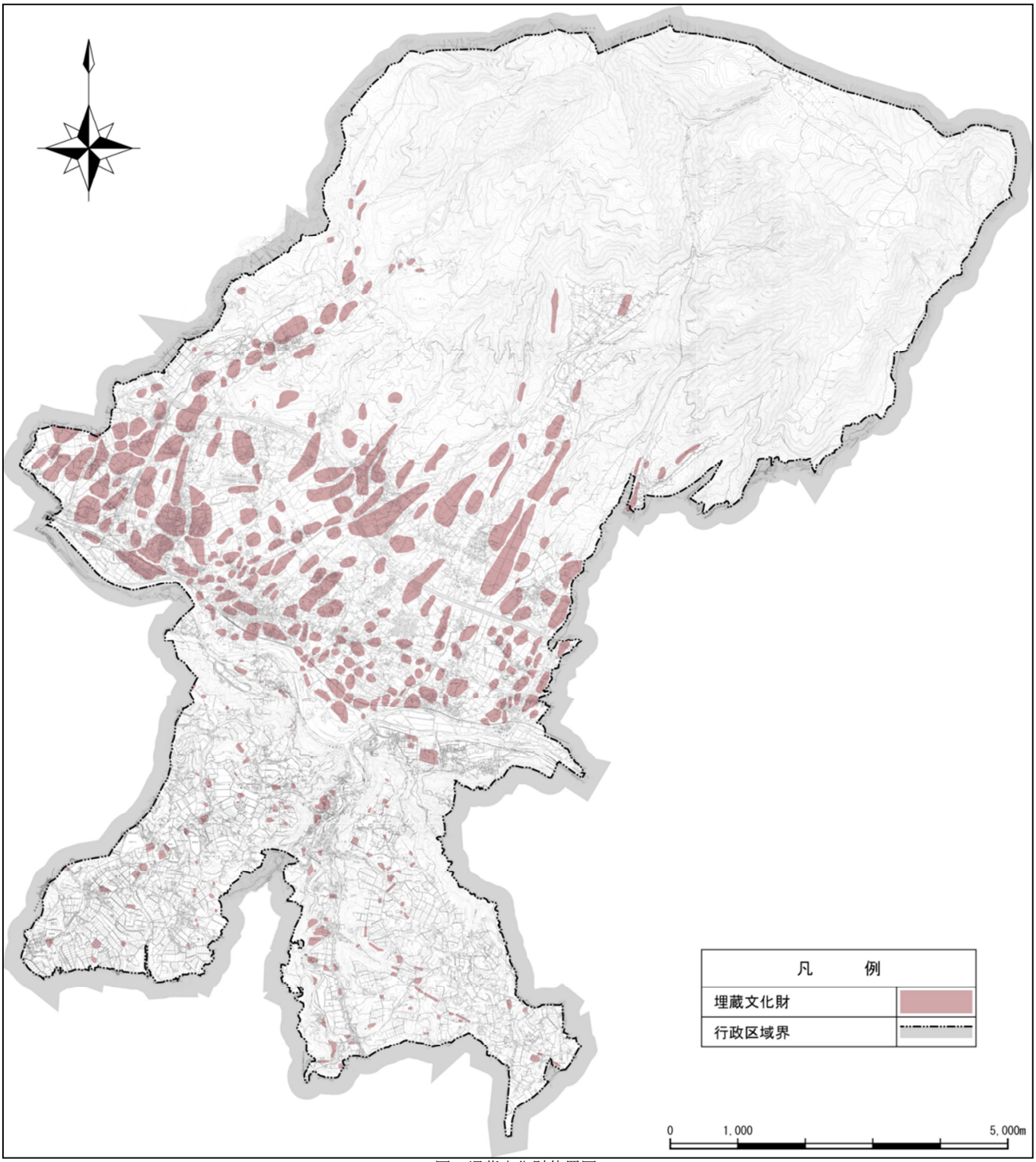

図：埋蔵文化財位置図

（８）文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制の現状と今後の方針

東御市において文化財行政を担当するのは、教育委員会事務局教育課文化財係であり、係内に文化財担当と埋蔵文化財担当の２担当を置いている。

合併による市域の拡大や、開発件数の増加に伴い、保護対象となる文化財の件数や発掘業務量が増加しているため、今後も適正な人員配置を図り、文化財保護を進めていく。

また、文化財指定・解除等の重要事項を協議する諮問機関として、東御市文化財保護条例第 40 条に基づき、東御市文化財保護審議会を設置している。委員会は５名以内で、専門分野は、歴史、考古、自然一般となっている。今後は、民俗分野の委員の追加を検討していく。

また、東御市伝統的建造物保存地区保存審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査及び審議し、これらの事項に関し必要と認めることを教育委員会に建議する。委員会は１０名以内で、専門分野は歴史、建築、地元役員により構成されている。

なお、審議会での検討が困難な分野については、検討委員会や専門委員会を立ち上げるなど、適切な審議を行っている。

（９）文化財の保存・活用に関わる住民、NPO 等各種団体の現状と今後の体制整備の方針及び具体的な計画

地域の歴史・文化を保全する上では、建造物や周辺環境の保全に限らず、伝統行事を継続していくことが重要であり、文化財の保存・活用に関わる活動団体等に対する支援を行っていく。

海野地域においては、「中曽根親王塚古墳」や「兜塚古墳」などの遺跡において、地元自治会等による草刈り作業や、個人や団体による文化財の管理が行われている。

祢津地域においては、県指定有形民俗文化財「東町の歌舞伎舞台」において、市指定無形民俗文化財「東町歌舞伎保存会」による定期公演が毎年４月 29 日に行われると共に、祢津小学校にある歌舞伎クラブでの指導を通じて、後継者育成が行われている。また、県指定有形民俗文化財「西宮の歌舞伎舞台」においても、御柱祭が行われる年に合わせて西宮歌舞伎舞台保存会による歌舞伎公演が行われ、その他、各地の地芝居公演や舞台見学案内、定期的な清掃・検査が行われている。

北御牧地域においては、田園風景の保全に向けて、土地改良区による用水路の維持管理や環境保全委員会による地域情報の発信が行われている。

こうした活動に対し、東御市では、活動に対する助言や補助金の交付等による支援に加え、管理団体の設立支援を行っており、近年で新たに３団体が発足している。

一方、重点区域においては、ボランティアガイドと有料ガイドによるまちなみ案内が行われている中で、今後は、各ガイドの説明内容の質的向上に向けた講習会等の開催を通じて、一体的な案内活動が行えるような体制づくりに取り組む。

また、「白鳥神社例祭」に併せて開催される「海野宿ふれあい祭」についても、地域住民が積極的に関わる中で地域の活性化に大きく寄与していることから、継続して活動できるような支援を行う。

その他、海野宿内の西側一部の家々の間で継続して行われている「灯籠回し」や区域に暮らす住民によるまちなみ清掃活動を支援する方策等を検討し、官民協働による保存・活用を図っていく。

＜重点区域において取り組む事業＞

●海野宿案内ガイド育成事業　（平成 25 年度）

●海野宿ふれあい祭　（毎年度）

２．歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

（１）歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する考え方

歴史的風致維持向上施設とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指す。

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理については、上位・関連計画との連携を図りながら、建造物の修理や道路整備、情報発信機会の創出等に取り組んでいく。

これらの歴史的風致維持向上施設の管理にあたっては、都市計画係、文化財・文化振興係をはじめとした関係部局と連携し、それぞれの役割のもとで適切な維持管理を行う。また、その所有者等に対しても適切な助言、指導等を行うこととする。

事業に取り組む上での基本的な考え方は、以下の通りとする。

①建造物の修理・管理・活用

法令に基づき修理を進めていくとともに、管理・活用にあたっては、本計画に基づき、地域住民と行政との協働により、一般への公開やイベントの開催など活用を行う。

②周辺環境の保全・整備（道路・防災・農地水環境）

歩行者の安全性への配慮を目的とした道路環境整備を行うとともに、車利用者の利便性向上に向けた駐車スペースの設置を進める。

また、地域の排水路整備や街路灯設置よる防災・防犯対策に取り組む。

さらに、歴史的風致の維持及び向上に資する良好な農地の保全に取り組む。

③情報発信機会の創出

地域の成り立ちや建造物の構造、養蚕・蚕種業で反映した当時の様子など、地域内にある様々な歴史・文化的要素に対し、案内施設の整備を進め、歴史・文化的要素のネットワーク構築に取り組むことで、情報発信の強化を図る。

④その他のソフト事業

建造物修理や道路整備などだけでなく、住民活動との協働によるソフト事業に取り組むことで、来訪者や地域を担う後継者へ、地域の歴史・文化の普及啓発を図る。

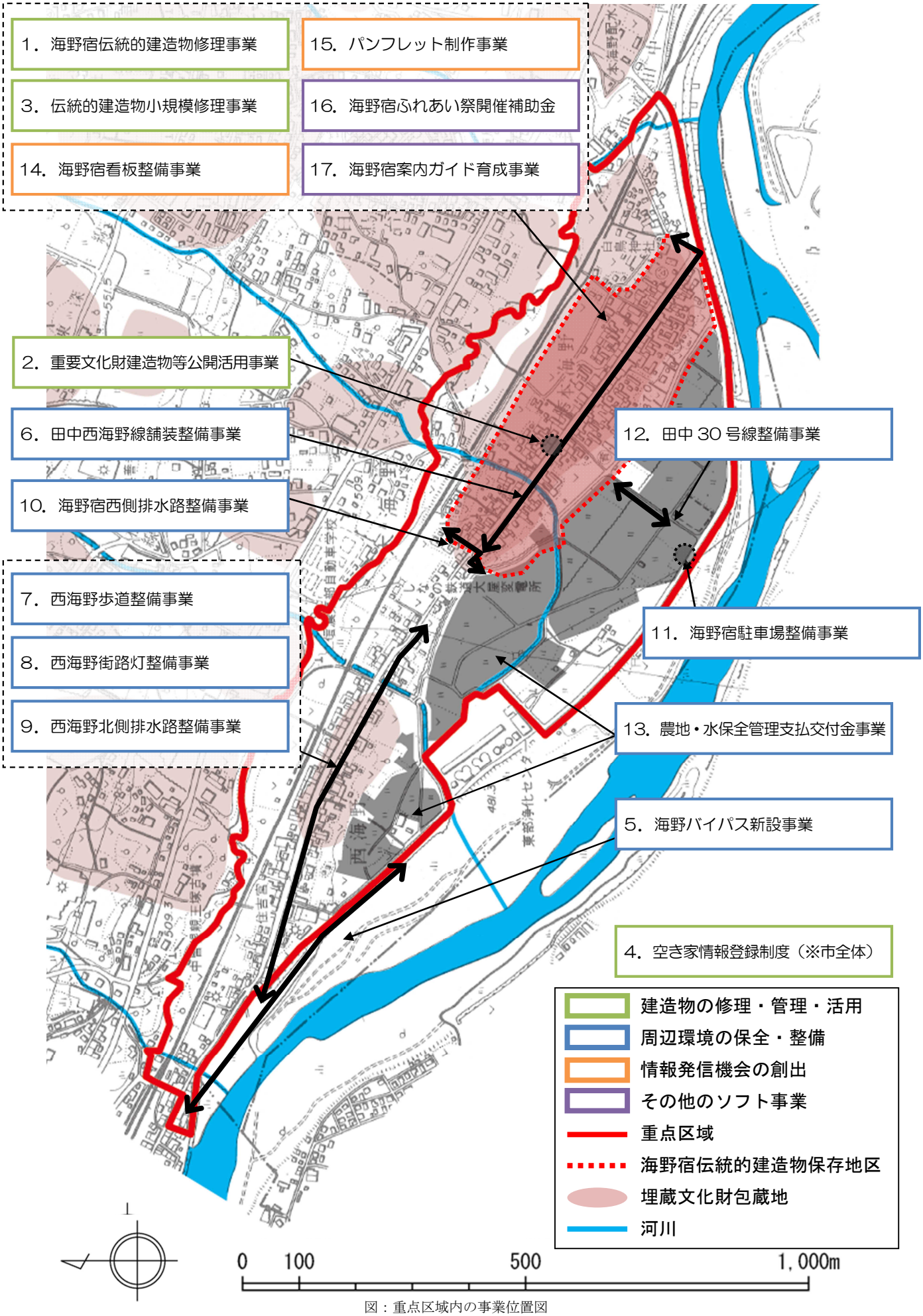

図：重点区域内の事業位置図

（２）歴史的風致の維持向上に資する事業

①建造物の修理・管理・活用

事業名	１．海野宿伝統的建造物修理事業
事業主体	東御市
活用する支援策	重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業（文化庁）
事業期間	S62～
実施個所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区における修理修景事業に対し補助を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は重点区域の特徴的なまちなみである。そのため、伝統的建造物の保存修理等を行い、建造物の維持を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

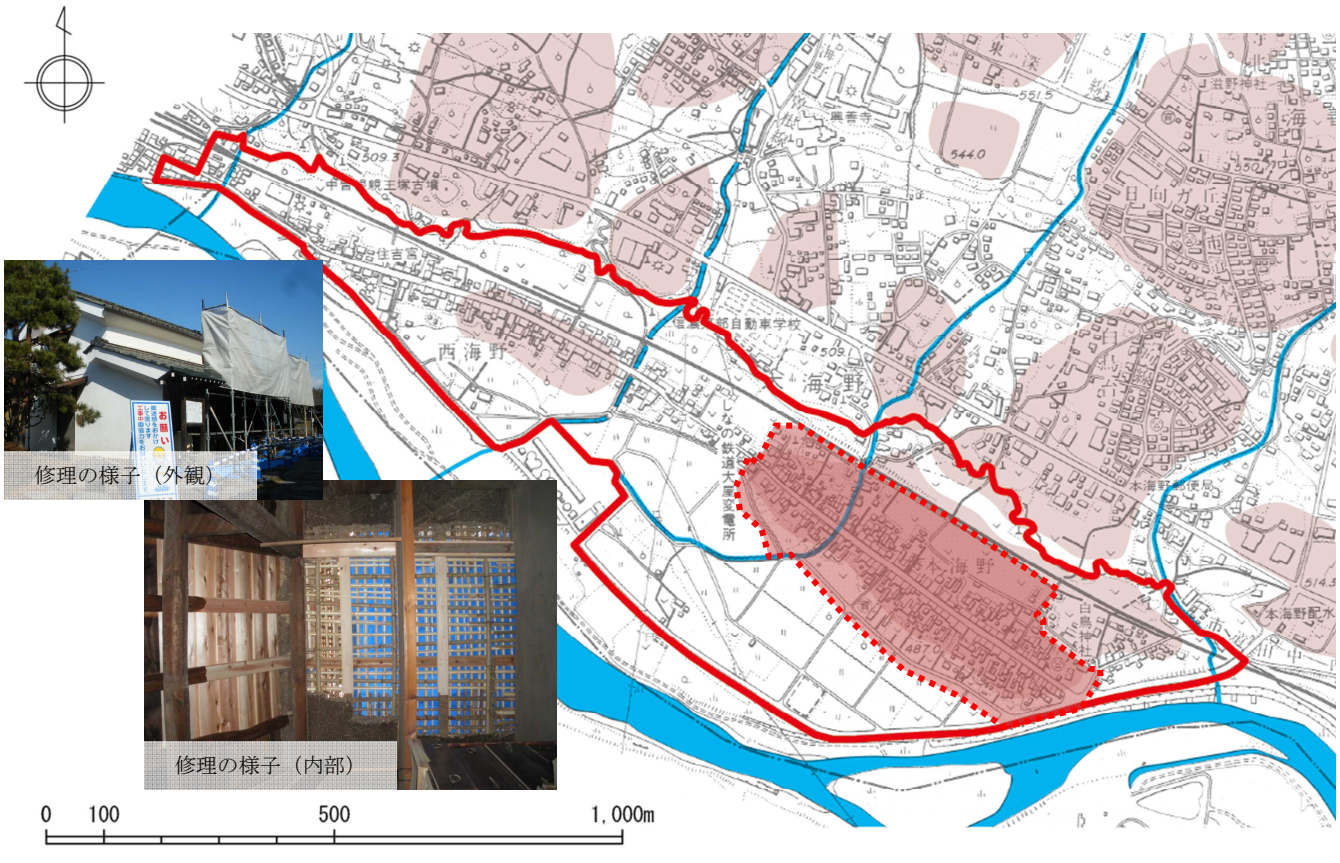

事業名	２．重要文化財建造物等公開活用事業
事業主体	東御市
活用する支援策	重要文化財建造物等公開活用事業（文化庁）
事業期間	H23～H25
実施個所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区内の空き家となった建物を修理し、海野宿西側からの玄関口となるよう飲食・宿泊機能を備えた施設（滞在型交流施設）として活用する。 建物所在地：東御市本海野字北屋敷 1013 番 建物規模　：496.27 ㎡（延べ床面積）
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿内の空き家であり、建物の維持管理が進んでいない状況にある。そのため、短期滞在型観光を目的とした歴史観光の振興及び地域住民の憩いの場として整備することにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

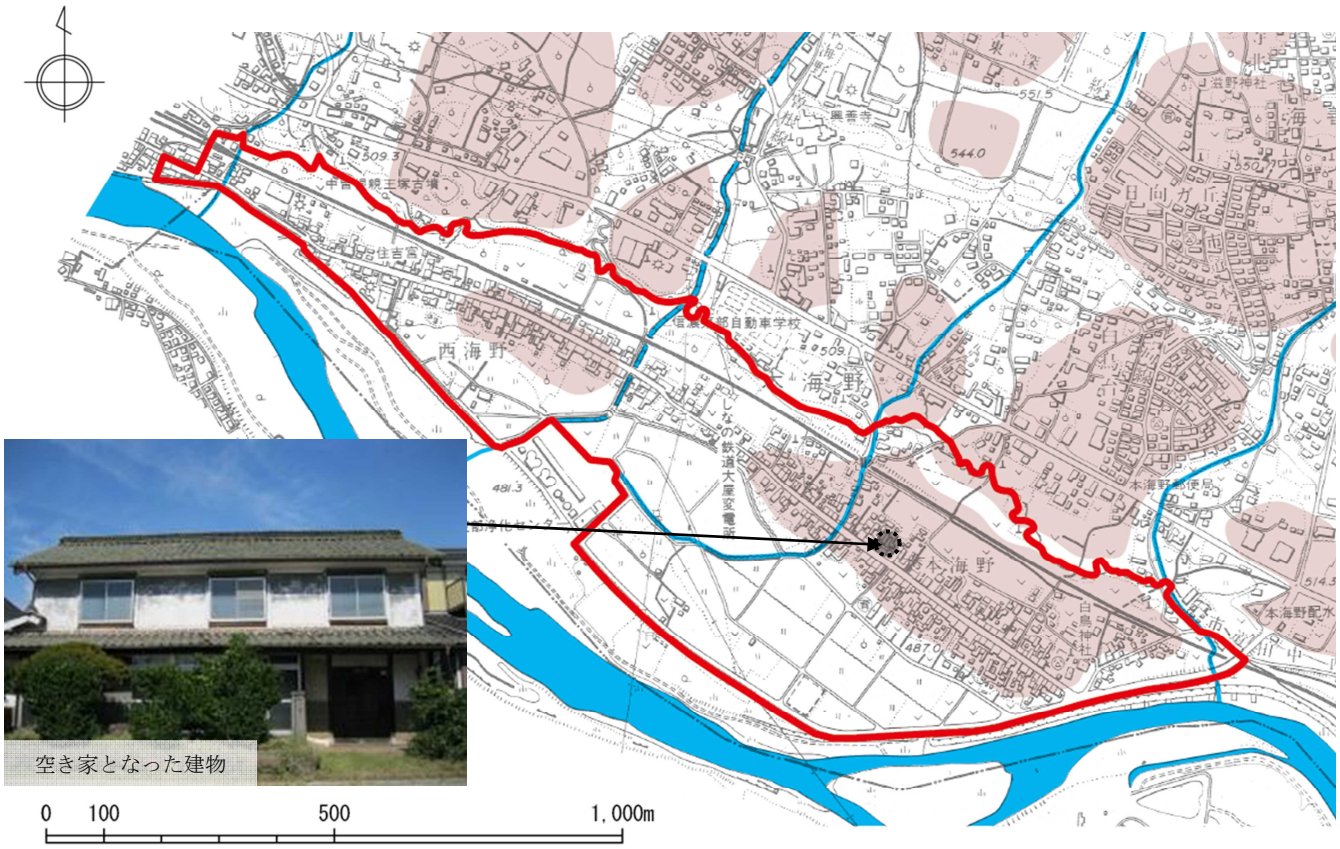

事業名	３．伝統的建造物小規模修理事業
事業主体	東御市
活用する支援策	東御市単独事業
事業期間	S62～
実施個所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の小規模及び緊急修理に対し補助を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は重点区域の特徴的なまちなみである。そのため、伝統的建造物の保存修理等を行い、建造物の維持を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

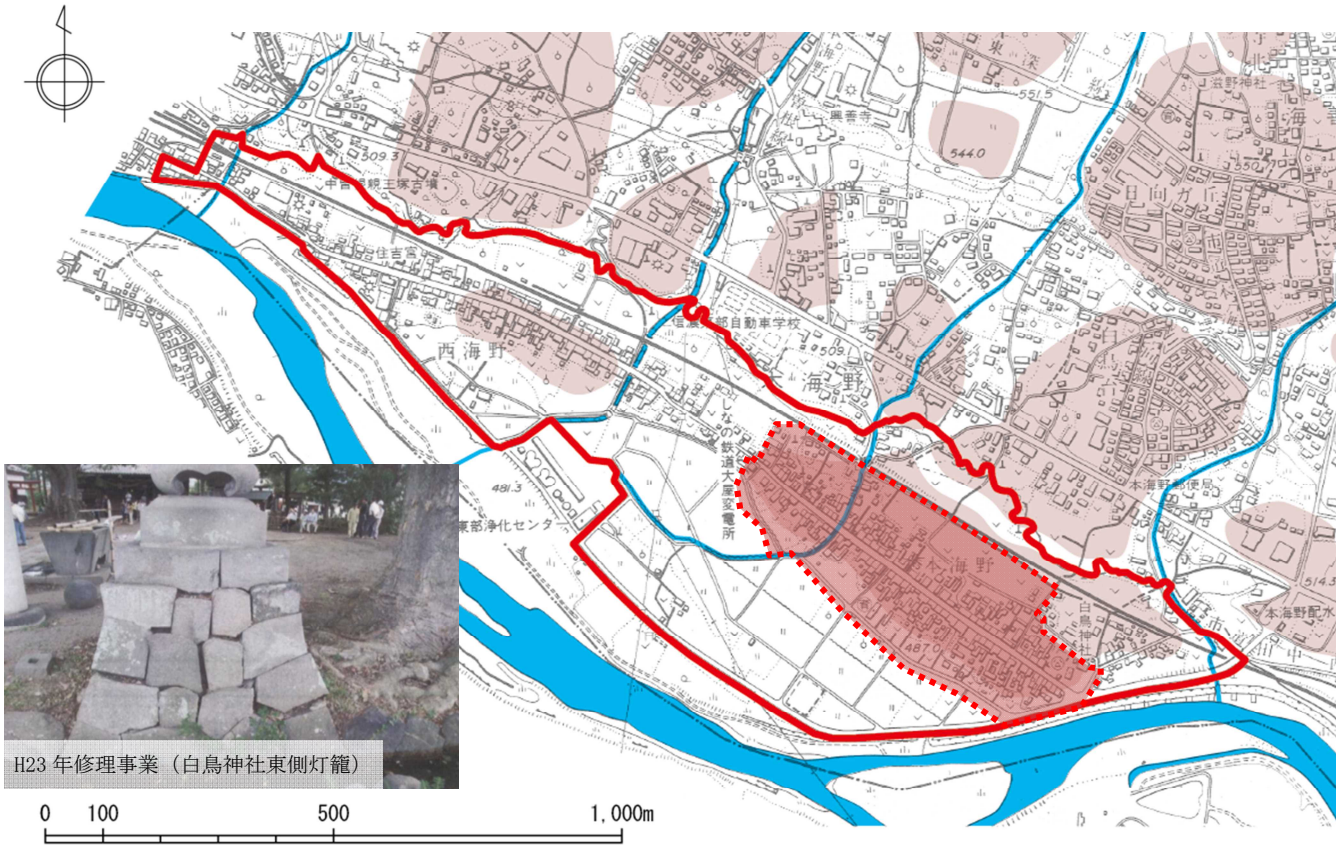

H23 年修理事業（白鳥神社東側灯籠）

事業名	４．空き家情報登録制度（空き家バンク）
事業主体	東御市
活用する支援策	東御市単独事業
事業期間	H23～
実施個所	東御市内全域
事業概要	住民が市内に住居を所有しているけれども現在居住していない住居について、所有者から情報提供を受け、東御市内へ定住又は定期的に滞在することを目的とする者にその住宅を紹介し、売買もしくは賃貸の仲介を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	市全体で空き家が増加傾向にある中、重点区域内においても、空き家が目立つようになってきている。そのため、この制度を活用し、空き家の減少を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。
写真・図	

―　空き家バンクの利用の流れ（市全域）　―

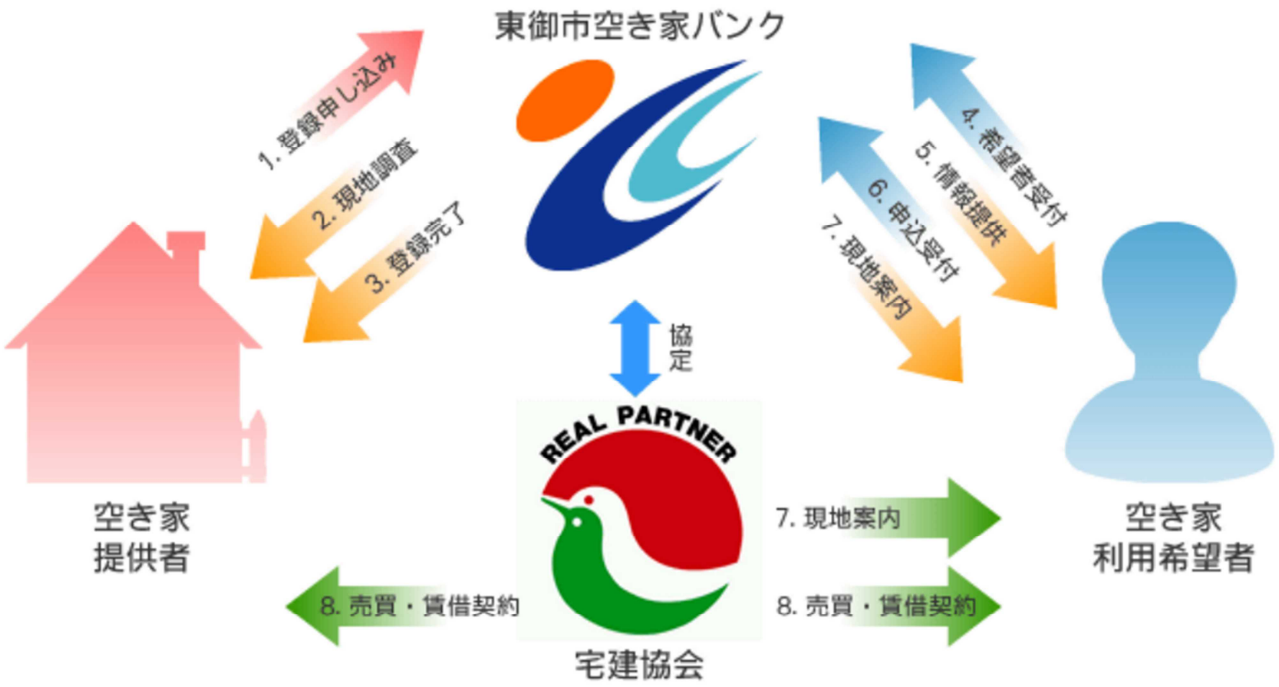

②周辺環境の保全・整備（道路・防災・農地水環境）

事業名	５．海野バイパス新設事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H26
実施個所	西海野区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区内の中央を通る道路の通過車両が多く、地域住民や来訪者に危険を及ぼしている。その危険を解消するために、西海野区南側を通る約 630m のバイパスを新設する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の中央を通る旧北国街道は、地域住民や来訪者が多く通行する道路であるが、同時に通過車両も多く、人と車とが混在している状況は、安全面・景観面から改善が必要となっている。そのため、バイパスを新設し、地域住民や来訪者の安全確保及びまちなみ景観の保全を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

事業名	６．田中西海野線舗装整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H25
実施個所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区内の道路（約 700m）が周囲の景観と調和がとれるように、景観に配慮した車道舗装の打ち替えを行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿内の道路は、整備はされているものの、景観面から、沿道の建物と調和しているとは言い難い状況にある。そのため、舗装のデザイン等を改良し、周辺の景観に配慮した舗装を行うことにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

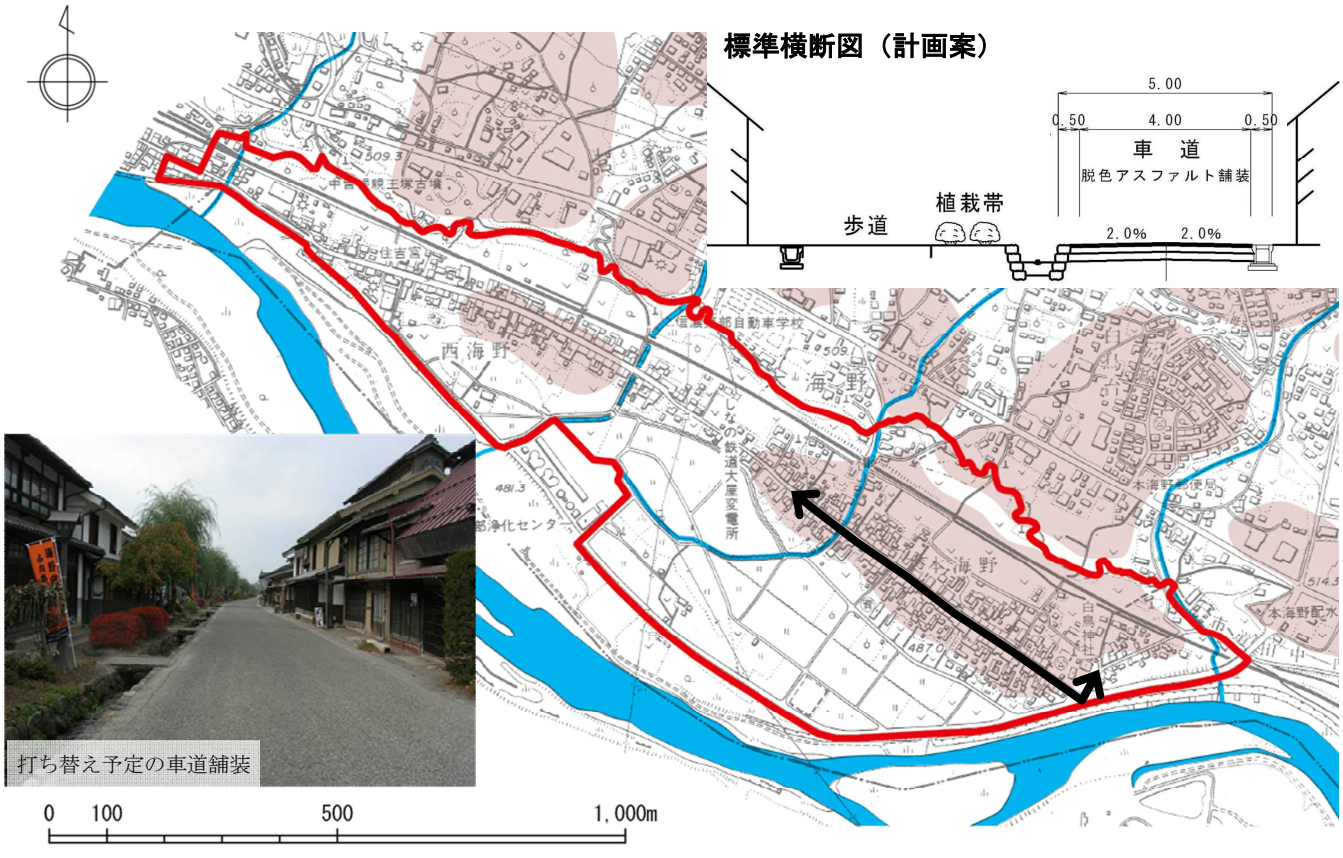

事業名	７．西海野歩道整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H24
実施個所	西海野区
事業概要	市道田中西海野線の約 1,000m のうち、西海野区内約 500m 間の歩道を、海野宿との一体性が見えるように再整備する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の中央を通る旧北国街道のうち、市道田中西海野線の西海野区内約 520m 間では、植栽帯と歩道の区分けが明確でなく、また、一部区間は未舗装となっており、歩道部分での駐車が目立っている。そのため、植栽帯と歩道の区分けを明確にして旧北国街道として海野宿との一体性が見えるように整備することにより、歴史的風致の維持・向上を図る。

写真・図

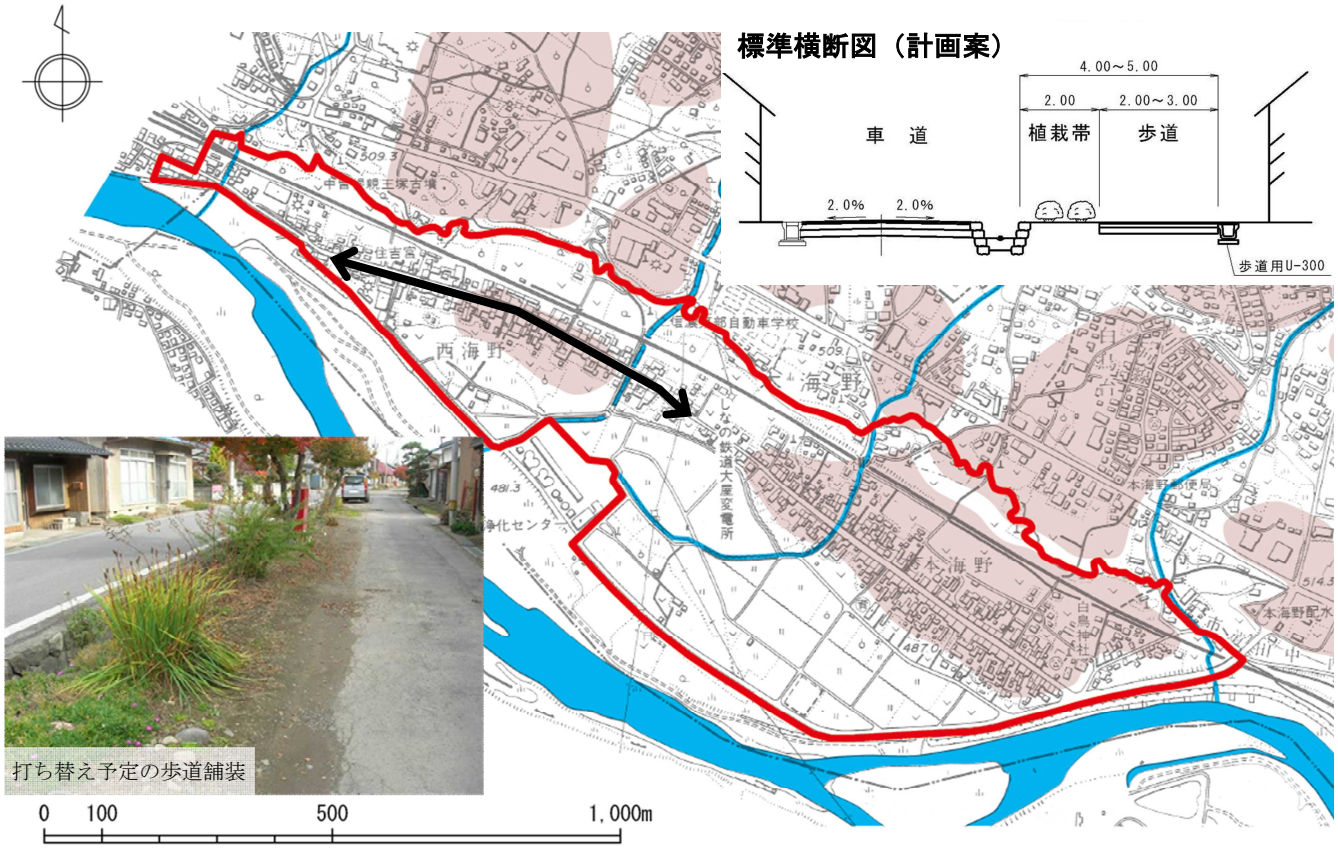

事業名	８．西海野街路灯整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H23～H24
実施個所	西海野区
事業概要	旧北国街道沿い西海野区内の約 1,000m 区間にある街路灯 19 基を、海野宿と同様に景観及び環境に配慮した街路灯に改修する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の西海野区には、海野宿とはデザインの異なる街路灯が設置されており、海野宿からの連続性が見られない状況にあるため、旧北国街道としての一体性に配慮した街路灯を設置することにより、歴史的風致の維持・向上を図る。
写真・図	

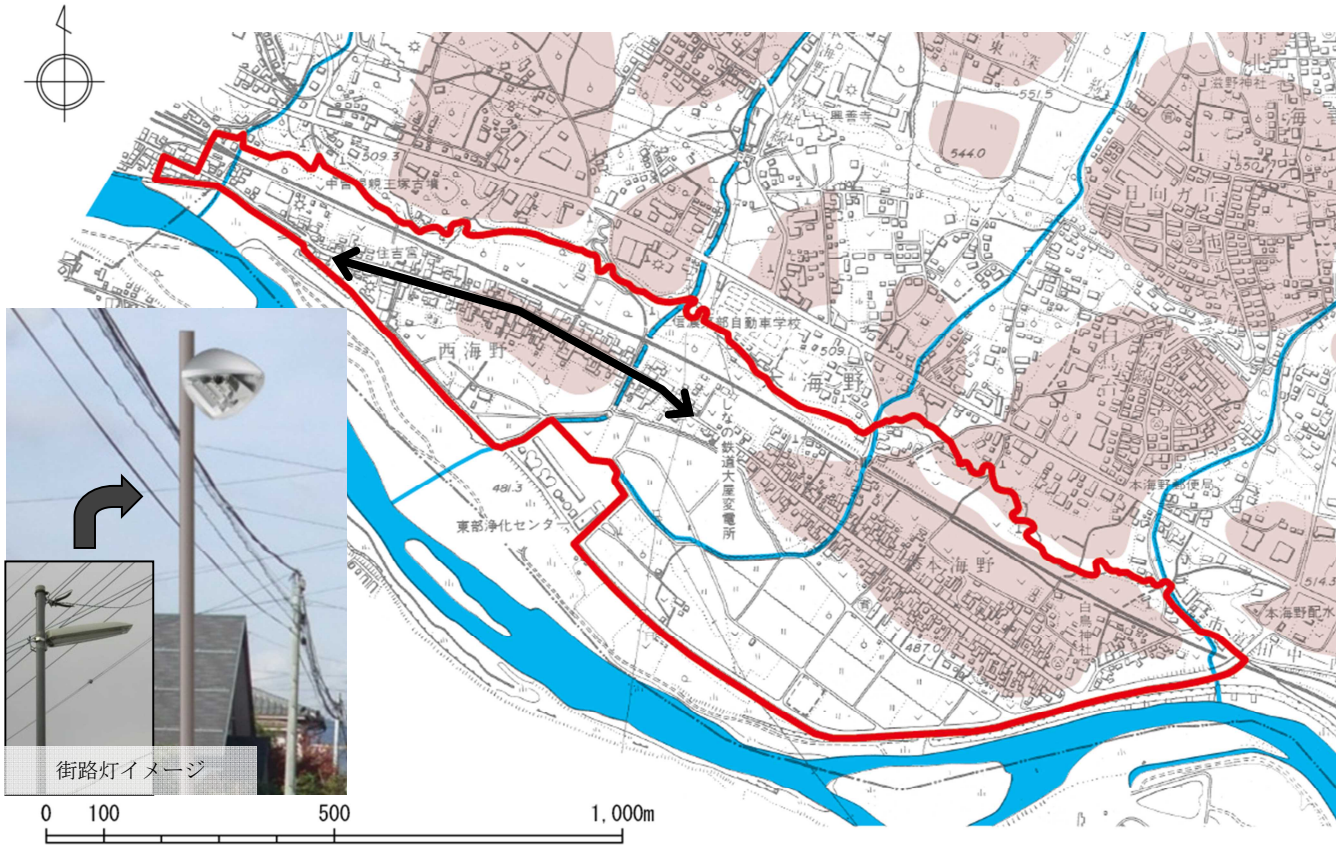

街路灯イメージ

事業名	９．西海野北側排水路整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H24
実施個所	西海野区
事業概要	西海野区内約 760m の水路を改修する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域内の西海野区には、大雨時に備えた排水路が整備されているが、老朽化が著しく、また、幅が狭く維持管理が難しい状況にある。そのため、水路改修を行い、地域の安全・安心の向上を図ることにより、歴史的風致の維持・向上に寄与する。
写真・図	

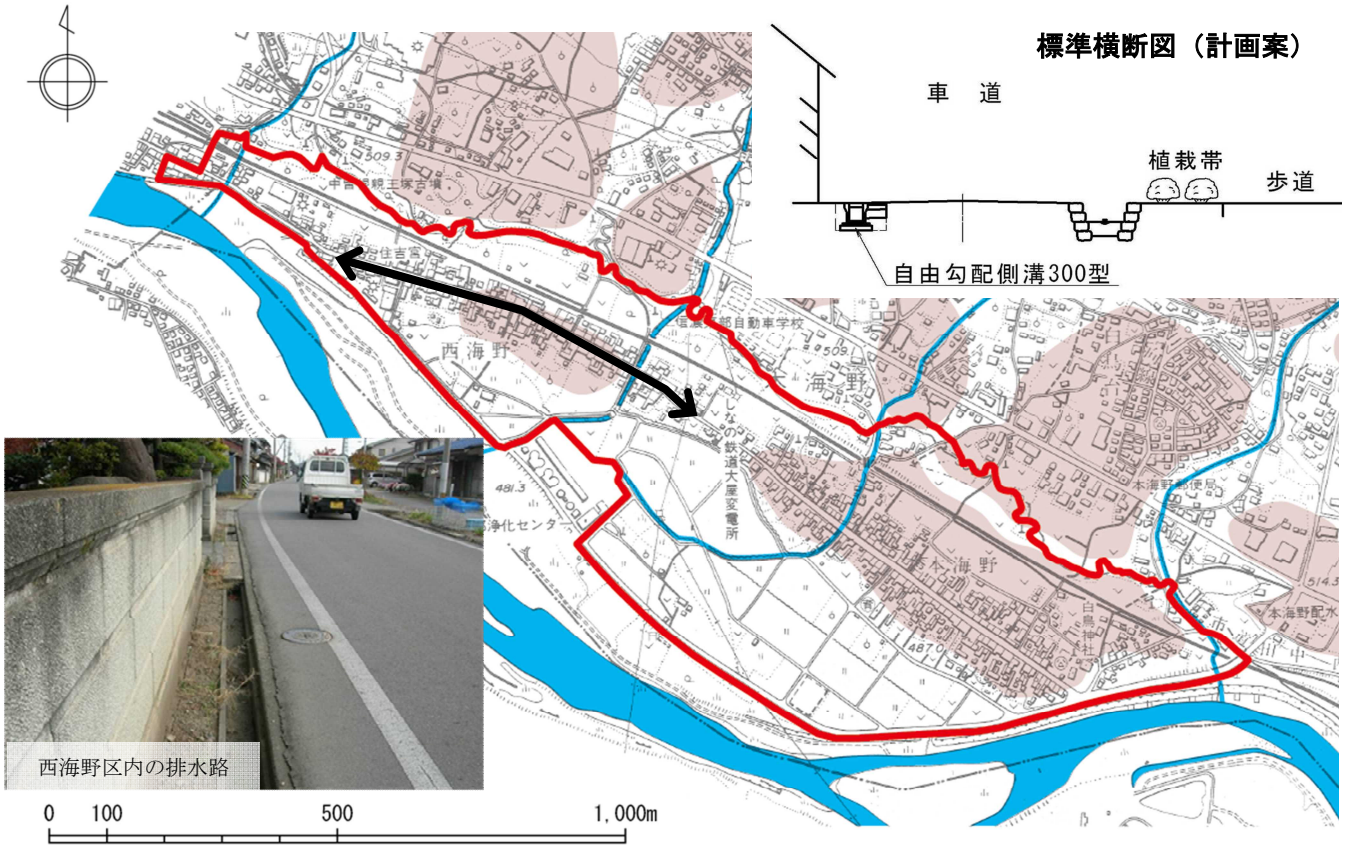

事業名	10．海野宿西側排水路整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H22～H24
実施個所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区
事業概要	既存排水路約 163m の改修を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿内では、集中豪雨等の大雨時に、既存の排水路設備では十分な排水ができず、周辺地域で床下浸水等の被害が出ている。そのため、排水路改修に取り組み、床下浸水等の被害の減少を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。
写真・図	

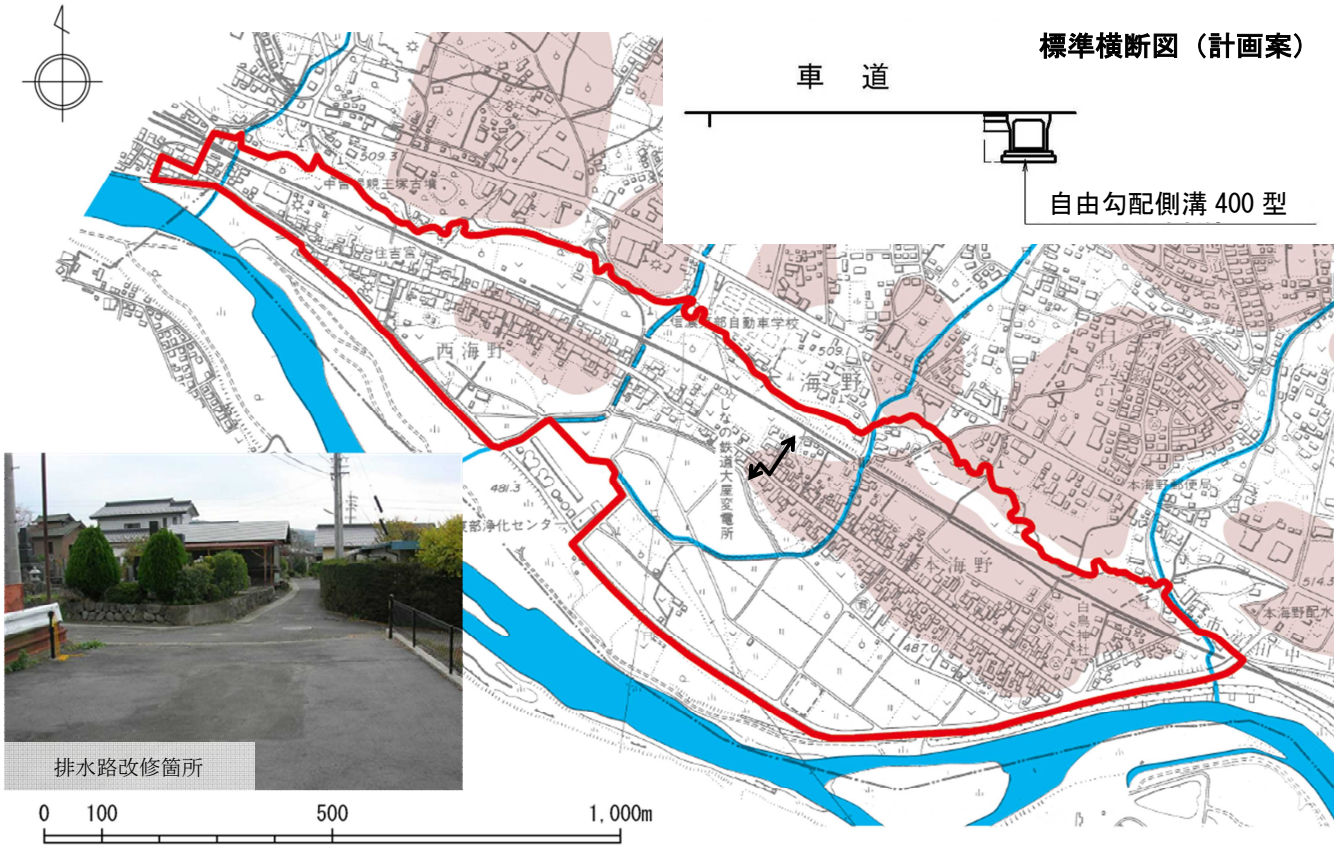

事業名	11．海野宿駐車場整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H25～H26
実施個所	海野宿西側
事業概要	海野宿西側に新しい駐車場を整備する。 整備面積：2,800 ㎡（大型車８台、普通車 52 台）
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は、鉄道駅やインターチェンジから離れた場所にあるため、車での来訪者が多いが、受け入れるためのスペースが十分に確保されていない状況にある。そのため、新たな駐車場を整備し、観光利便性の向上及び観光客の滞在時間の増加を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。
写真・図	

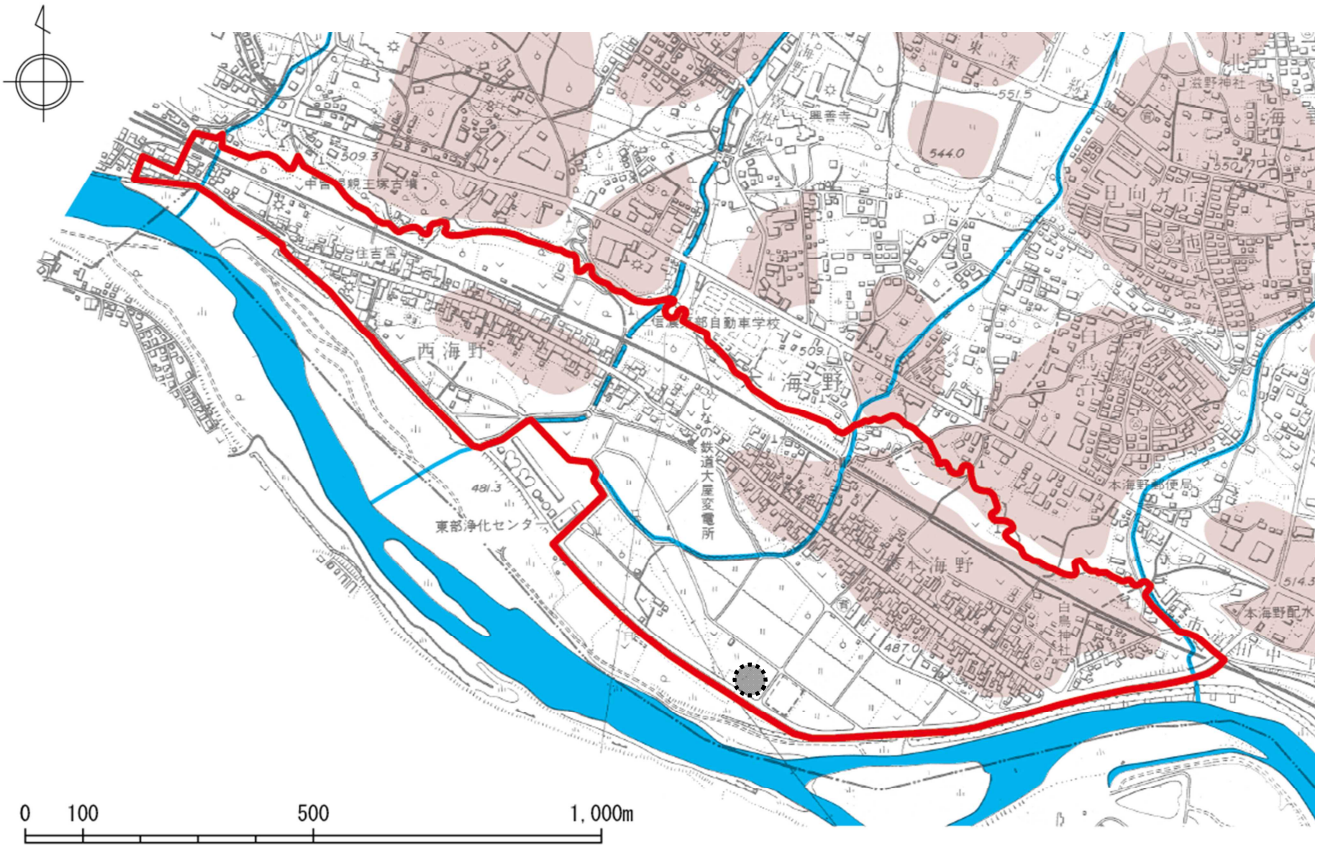

事業名	12．田中 30 号線整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H25～H26
実施個所	海野宿西側
事業概要	海野宿西側に設置予定である駐車場へのアクセス道路として、既存道路約 130m の拡幅を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿は、鉄道駅やインターチェンジから離れた場所にあるため、車での来訪者が多いが、受け入れるためのスペースが十分に確保されていない状況にある。そのため、新たな駐車場の整備と併せ、駐車場へのアクセス道路を設置し、観光利便性の向上及び観光客の滞在時間の増加を図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

事業名	13．農地・水保全管理支払交付金事業
事業主体	東御市
活用する支援策	農地水環境保全向上対策交付金
事業期間	H20～H24
実施個所	海野地域南側
事業概要	用水路の維持管理など、海野地域南側の農地景観の維持向上を図るための活動等に対し支援を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	重点区域の南側には、地域の養蚕・蚕種業の発展を支えてきた基盤である桑畑が、現在も水田・畑地として利用されており、農地の保全に向けて、地域活動への支援を通じて地域住民によるまちづくりを図ることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

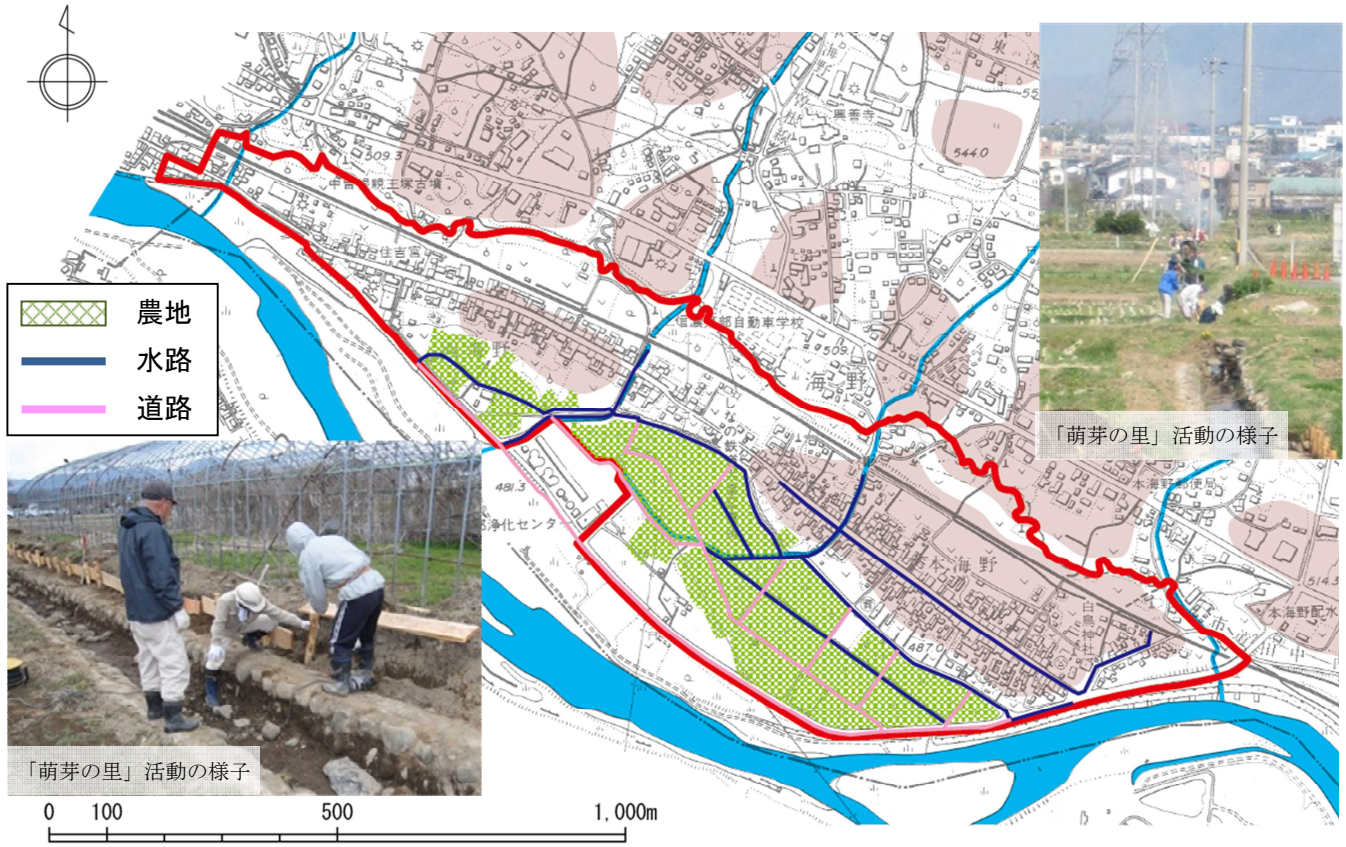

③情報発信機会の創出

事業名	14．海野宿看板整備事業
事業主体	東御市
活用する支援策	H24：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） H26～H27：東御市単独事業
事業期間	H24・H26～H27
実施個所	東御市海野宿伝統的建造物群保存地区及びその周辺
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺にある既存の案内看板（４箇所）の補修及び交換と観光案内看板及び駐車場の案内看板の新設（５箇所）を行う。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿及びその周辺には看板が設置されているが、海野宿がどのように発展し、現在のまちなみがどのように形成されたかなどについて、十分に情報発信がされておらず、また老朽化も進んでいる状況にある。そのため、案内看板の補修及び交換と新たな案内看板の設置を行い、来訪者に対して地域の詳細な歴史的経緯等を踏まえた情報発信を行うことで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

写真・図

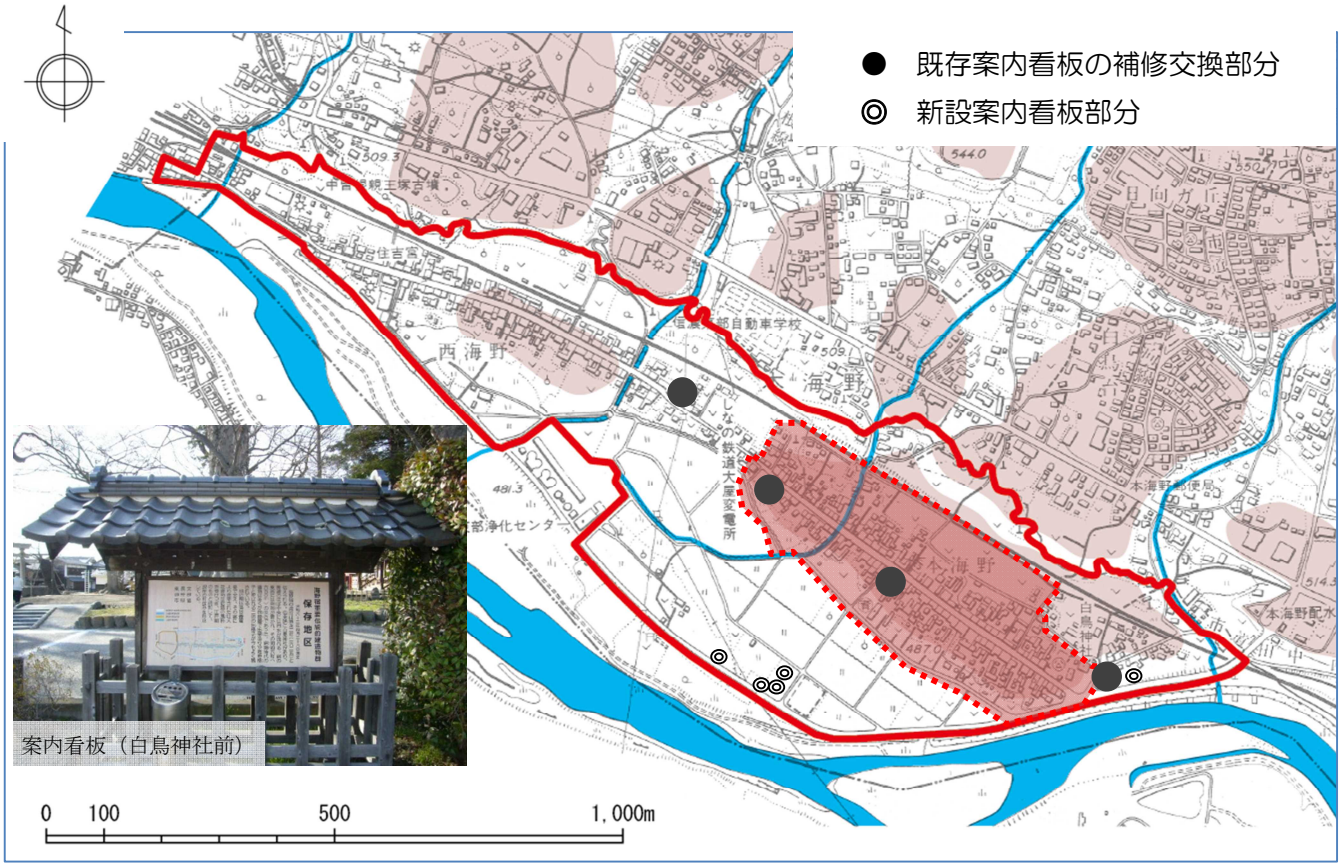

案内看板（白鳥神社前）

事業名	15．パンフレット制作事業
事業主体	東御市
活用する支援策	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業期間	H26
実施個所	―
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区における建造物の概要や、整備計画によるまちなみの変化の様子をパンフレットとして分かりやすくまとめ、来訪者等に配布する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿を対象としたパンフレットはこれまでも作成されてきているが、建造物のみの情報が記載されており、地域の歴史や文化に関する情報が不足している状況にある。 そのため、建造物や歴史、文化に関する情報を含めたパンフレットを新たに作成し、地域住民や来訪者等が海野宿をより深く理解できるようにすることで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

④その他のソフト事業

事業名	16．海野宿ふれあい祭開催補助金
事業主体	海野宿ふれあい祭実行委員会
活用する支援策	東御市単独事業（市補助）
事業期間	H3～
実施個所	―
事業概要	海野宿の歴史と文化を市民及び観光客に宣伝するとともに、ふれあい祭実行委員会が行う恒例の時代仮装行列や花嫁道中、手作りのほうとう、くるみおはぎの販売等に対し支援する。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿ふれあい祭は、「白鳥神社例祭」と併せて開かれるイベントであり、海野宿のまちなみと例祭時に建てる幟とが一体となった環境の中で、地域住民間の結束とまちなみに漂う歴史を感じることができる機会として、毎年行われている。そのため、今後も海野宿ふれあい祭を継続的に開催し、地域住民間の交流を促すとともに、来訪者に対して地域の歴史や伝統的な建造物を広く周知することで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。

事業名	17．海野宿案内ガイド育成事業
事業主体	東御市・海野宿保存会
活用する支援策	―
事業期間	H25～H26
実施個所	―
事業概要	現在実施している重要伝統的建造物群保存地区における案内ガイドを統一的に実施できるように組織を充実させる。また、一般・歴史団体・児童・生徒等に合わせたガイドのテキストを作り、要望により周辺地域の関連文化財等についての案内ができるようにテキストに盛り込む。案内料金・案内方法についても協議・研究をする。
歴史的風致の維持・向上に寄与する理由	海野宿を対象に、来訪者に情報発信する機会として、ガイドが設置されているが、その周辺にある歴史資源の案内はされておらず、また、各ガイドの説明内容も統一されていない状況にある。そのため、活動団体との連携強化を図るとともに、ガイド組織の充実に向けた取り組みに対し支援を行うことで、歴史的風致の維持・向上に寄与する。